破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市金城２丁目10番地３　プロスペリティー302、破産手続開始決定時の住所沖縄県那覇市田原３丁目７番地１　小禄住宅２－202
破産者　竹之内一夫
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１２９号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目19番８号、前住所福岡県春日市若葉台東３丁目110番地
破産者　松永　　健
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９８号
札幌市中央区南８条西14丁目１番２－307号、開始決定時の住所札幌市中央区北１条西19丁目１番地１　ラトゥール303号
破産者　木幡　洋介
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
秋田市南通亀の町６番５号グリーンキャピタル南大通505、前住所秋田市旭南２丁目２番35号
破産者　宮腰　憲悦
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１９号
神奈川県平塚市公所404番地の２
破産者　佐藤　直美
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４３号
富山県中新川郡立山町五郎丸272番地22、開始決定時の住所富山県中新川郡立山町五郎丸１番地１
破産者　柳原　晃岳
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第６２３号
兵庫県尼崎市食満２丁目17番７－108号、前住所大阪市此花区島屋６丁目２番14－803号
破産者　岸田　修一
1　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
2　一般調査期日　平成27年５月22日午前10時30分
平成27年２月27日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
静岡県下田市二丁目３番12号
破産者　有限会社荒井商店
1　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午前11時30分
平成27年３月３日　静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２０号
静岡県下田市六丁目39番10号
破産者　荒井　　勇
1　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午前11時30分
平成27年３月３日　静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２１号
静岡県下田市六丁目37番９号
破産者　荒井　　洋
1　破産債権の届出期間　平成27年４月６日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午前11時30分
平成27年３月３日　静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第８８９号
京都府宇治市六地蔵紺屋町９番地の25
破産者　菱川　哲宏
1　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
2　一般調査期日　平成27年５月22日午前11時
平成27年３月３日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
群馬県渋川市北橘町小室1327番地
破産者　有限会社萩原塗装
1　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
2　一般調査期日　平成27年８月10日午後２時
平成27年３月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１２３２２号
東京都中央区新川２丁目12－11－802
破産者　中村　武人
免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
平成27年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３２３号
東京都中央区新川２丁目12－11－802
破産者　中村　明子
免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
平成27年３月２日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２００９号
東京都中央区築地４丁目３番12号503号
清算株式会社　株式会社フットワーク
代表清算人　三浦　哲男
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１０号
東京都中央区築地４丁目３番12号503号
清算株式会社　マルケンオノシステム株式会社
代表清算人　小野　堅治
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１５号
東京都渋谷区東３丁目24番11号
清算株式会社　恵比壽興産株式会社
清算人　木村　康之
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１４号
東京都江東区塩浜２丁目16番９号
再生債務者　マッハ機器株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区神田多町２丁目６番地４　磯村ビル３階　安藤正年法律事務所　弁護士　安藤　正年
平成27年２月27日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２３年（再）第７３号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東279番地の21
再生債務者　飯塚　壽江
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成27年３月２日
東京地方裁判所民事第20部